

3 会議事項

(1) 会長及び副会長の選出について

会長	
副会長	

白岡町地域公共交通町民検討会議設置要綱の抜粋

(会長及び副会長)

第5条 町民検討会議に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、町民検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。